

このたびの「新型コロナウイルス感染症に対する学級閉鎖」について、文部科学省の対応ガイドラインが、オミクロン株に対応した運用に改訂されました。

学級閉鎖の期間としては、「5日程度(土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む。)(その場合においても、当該学級について、未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者を対象としたものを含めた適切な疫学調査が実施され、濃厚接触者等の特定やその検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮することが考えられる。)」と規定

①上記規定を踏まえ、感染可能期間に登校のある児童生徒が一人でも確認された場合、当該児童生徒の最終登校日の翌日から5日間(土日祝日を含む)当該学級は閉鎖措置を講じることとします。

②学級閉鎖期間中に、当該学級内で新たな感染者が確認されたり、未診断の風邪等の症状を有する者などの広がりが認められたりする場合、当該児童生徒等の最終登校日の翌日から起算して5日目(土日祝日を含む)まで当該学級は閉鎖措置を継続し、6日目以降については、その時点での当該学級の児童生徒等の健康状態等を踏まえ、教育活動の再開の可否を判断することとします。

上記の規定を受けて、本校でも、現在学級閉鎖しているクラスの閉鎖期間を短縮します。

- ① 2/7(月)から登校予定(2/4(金)まで学級閉鎖)のクラス ⇒ 2/4(金)から登校
(疫学調査済み)
- ② 2/8(火)または2/9(水)から登校予定(2/7(月)または2/8(火)まで学級閉鎖)の
クラス ⇒ 2/7(月)から登校

ただし、②のクラスについて、疫学調査の結果次第で、閉鎖期間が延長されることがあります。疫学調査結果については、個別にご連絡します。